

# 卷之二

第 51 号

発行所: 静岡県人権・地域改善推進会  
〒420-0865  
静岡市葵区東草深町20-17  
電話(054)260-5246  
発行人: 天野一  
発行日: 令和6年3月31日

## 狹山事件「私も冤罪晴らす」

石川さん 静岡大学で講演



60年前の「狹山事件」で無罪を訴えている石川一雄さん（84）が11月8日、静岡大静岡キャンパスで講演した。石川さんは「眞実はひとつ。若い世代にも事件を知つて再審に向けて注目してほしい」と話した。

講演会には石川さんと妻・早智子さんらが出席。事件概要の説明後、石川さんが登壇した。石川さんは被差別部落で生

習い、手紙を通じて無実を訴えたことが再審請求の始まりだつたと語り、妻の早智子さん(66)は、「司法は夫の死を待っているのか」と訴えた。狹山事件は現在、第3次再審請求をしている。

※狹山事件(さやまじけん)  
1963年(昭和38年)5月に埼玉県狭山市で発生した、高校1年生の少女を被害者とする強

# 静岡県、市町へ人権・ 地域改善要望活動

と知事や市長に説明。同和問題が、県民の關かれた討論の対象にならない限り、この問題の前進はあり得ない」と訴えた。

特行政及び教育の仕事は、  
同和問題をはじめとするあらゆ  
る人権問題に、深いかかわりを  
持つことから、職員及び教職員  
の質的向上を図る人権教育・啓  
発をこれまで以上に実施し、人  
権意識の高揚を図つてほしい  
旨、要望した。写真△令和5年

11月20日 池上重弘 静岡県教育長  
△令和5年11月22日 大場規之袋井市長△令和6年1月9日  
中野祐介 兵庫市長△令和6年1

[View all posts by \*\*John Doe\*\*](#) | [View all posts in \*\*Category A\*\*](#) | [View all posts in \*\*Category B\*\*](#)



月26日 久保田崇掛川市長△令  
和6年2月19日 長谷川寛彦菊  
川市長△令和6年3月22日 難  
波喬司靜岡市長

1月  
22日 猿まわし 浜松市清  
心寺 豊田市ふれあい交流セン  
1月  
18日 狹山事件勉強会理事会  
静岡大学  
19日 静岡県知事、教育長等へ  
要望活動  
20日 袋井市長要望活動  
1月  
22日 生活相談員定例会 掛川  
市つくし会館  
1月  
23日 浜松市長要望活動  
24日 掛川市長要望活動  
1月  
25日 市町行政との懇談会 静  
岡県総合福祉会館  
26日 FM・エフラジオ収録  
27日 菊川市長要望活動  
2月  
1日 人権啓発DV撮影  
静岡大学浜松キャンパス  
2日 人権啓発DV撮影  
静岡大学静岡キャンパス  
3日 人権啓発DV撮影  
掛川市協和会館  
4日 ノルティック・ウォーカ  
体験会 掛川市睦三会館  
5日 人権啓発DV撮影 静  
岡県総合福祉会館  
6日 執行委員会・生活相談員  
定例会 掛川市つくし会館  
7日 静岡市長要望活動 静岡  
市人権会議 静岡県福祉会館  
8日 ハートフルシアター「父  
と暮せば」 静岡市民文化会館  
9日 水アリナート

## 一活動狀況

(5)

# 新たな試みハートフルラジオ

第3回目はゲストに静岡大学教授黒川みどりさんと磐田市ふれあい交流センター指導員本間肥士美（ほんまひとみ）さんをお招きした。パーソナリティは当会会員の中村弘哉。

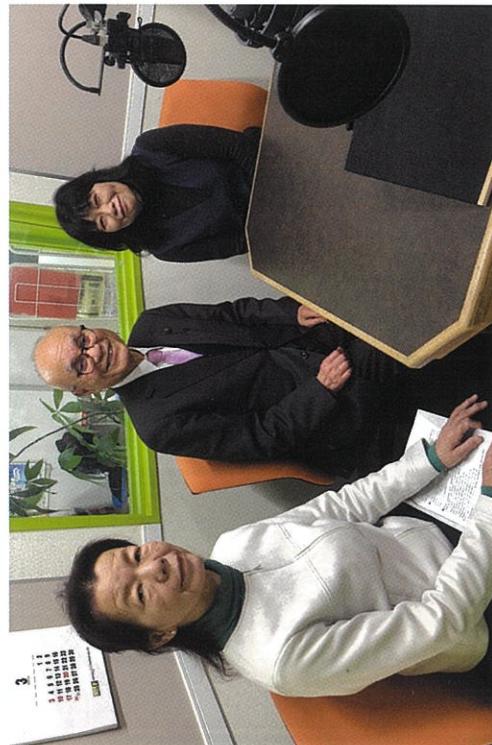
## 1 部落差別ってなに？

**中村：**若い人や、地域によっては、部落差別がいまでも存在することに実感がない、「部落」や「同和」という言葉さえ知らない人がいるようです。黒川先生に教えていただきたいのですが、「部落」と「同和地区」、「部落問題」と「同和問題」はどう違うのでしょうか？

**黒川：**「同和問題」と「部落問題」ですが、「同和」はどちらかというと行政用語で、部落問題の方が一般的に広く使われて

いると思いますが、必ずしも厳密に使い分けがされているわけではありません。

1965年同和対策審議会答申が出され、69年に制定された同和対策事業特別措置法にもど生に教えていただきたいのですが、「部落」と「同和地区」、「部落問題」と「同和問題」は、どう違うのでしょうか？



天野一会長（中）と黒川教授（右）本間指導員（左）

と平等を脅かす問題です。部落差別は、私の認識としては、差別意識や近世の身分制度のもとで受けたいた差別が、明治4年解放令以降も、様々なかたちで残されてきた、日本固有の人権問題という認識なのですが。

黒川先生、平安時代から続く差別意識が、いまだに現在の社会問題として続いているということを

どうか？  
黒川：1871年、明治政府ができたからまもない明治4年、いわゆる解放令がだされました。それは、近代国家が成立して身分制度を廃止した一環のなかで、江戸時代までに穢多・非人などの賤民身分に位置づけられていた人びともその身分をとりはらい、百姓や商人たちと一緒によう平民にするというものでした。それが社会に貫徹していれば今日部落問題などというものは存在しないはずなのです。人びとは、さまざまに理由をつくりだして差別を維持していました。

解放令以前の身分という線引きは、生まれながらのもので、たまたま差別を受ける側に生まれ落ちなかつた者は、その線引きのものでは被差別の側になることはないという安全地帯になりました。ところが解放令はその線引きをとりはらい、元穢多とされた人たちも学歴を積んだり経済力を身につけたりすることによって、被差別部落外の人びとを乗りこえていくことが可能になりました。それを不愉快と思つたり恐怖を感じる人びとが生まれながらの徵を探し求めていました。

被差別部落の人びとは人種がちがうのだという誤った認識が、明治の中ごろから徐々に広まっていきました。日露戦争後にはじまつた政府による部落改

善政策のなかでその認識がいつそう広まることになり、その認識とともに用いられた呼称が「特種部落」でした。喜田貞吉という歴史家がそれを正しました。しかし、人びとの意識のなかにはそれが残り続け、いままお被差別部落の起源についての意識調査をすると、10パーセント内外が「人種（民族）がちがう」を選ぶという現実があります。

そして差別する側は、その上に、貧困、それゆえに不潔、病気の温床、あるいは部落解放運動が起こつて以後は「こわい」などといったさまざまな徵をつくりかえてきたのです。

2 どんな差別があるのか？

中村：国は2016年12月に「部落差別解消推進法」を成立させました。なぜ、今この法律が必要とされたのでしょうか。現状を踏まえながら、法律の背景と期待される未来についてお一人にお話を伺います。

本間さん、具体的な差別にはどんなものがありますか？

本間：近年は、生活環境は様変わりし、道路や住宅、教育とすべての面で遜色はありません。そういう事から、若い子育て世代が新居を建て、ごだわりなく、住む様になりました。少子化が呼ばれる中、子供の数が増えています。地域の自治会と共に

に、開かれたコミュニティを目指して、活動してきた成果だと思います。

結婚については、かつては興信所が身元調査をした経緯があり、部落の地名が掲載された本が出された事もありました。それは、違法であり生活を脅かすものでありますから、すぐに法務局で回収しました。

近年はインターネットやSNSでの差別があります。地域や人々を特定し、誹謗、中傷することは、人を傷つけたり、地域を侮辱したりすることですから、決してやつてはいけない行為です。匿名性があるので安易に書き込む人もいますが、そのことで自殺された方もいます。悪質な差別と言えます。大の大人がやつているのを見ますと、残念でなりません。

未来を担つて行く子供達にどのような社会を残していくか、大人は良いお手本を子どもたちに示して欲しいと思います。

最近では、多くの市町で、少子化対策として、婚活を進める「縁結び事業」が行われていますが、地域にこだわることなく、出会いを進めている事と思います。人と人を遮る差別があつては明るい未来は望めません。

中村：ところで、過去の複数の特別措置法は、同和対策事業を担当する行政向でしたが、「部落差別解消推進法」では「現在もなお部落差別が存在する」部

落差別のない社会を実現することを目的とする」と明記されています。

黒川：同和対策事業が進展する1980年代ぐらいから被差別部落と部落外の格差が縮小くなつていきました。そういう結果については、かつては興信所が身元調査をした経緯があり、部落の地名が掲載された本が出された事もありました。それは、違法であり生活を脅かすものでありますから、すぐに法務局で回収しました。

近年はインターネットやSNSでの差別があります。地域や人々を特定し、誹謗、中傷することは、人を傷つけたり、地域を侮辱したりすることですから、決してやつてはいけない行為です。匿名性があるので安易に書き込む人もいますが、そのことで自殺された方もいます。悪質な差別と言えます。大の大人がやつしているのを見ますと、残念でなりません。

もちろん誇りは当事者が差別への抗議に立ち上がる源となるものから、被差別部落の文化的な誇りを打ち出すものへと変わつきました。

もちろん誇りは当事者が差別への抗議に立ち上がる源となるものから、被差別部落の文化的な誇りを打ち出すものへと変わつきました。

教育の場において、誇りのみが語られ、被差別部落が置かれてきた状態や差別がなぜあるのか、ということが伝えられない、部落問題の十分な理解にたどり着かない、また、ねたみ、逆差別を生みかねないという問題もはらんでいることを指摘しておきたいと思います。

古くから存在し根深くこの差別に向きあつていくことは重要